

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

関東千葉厚生年金 事案 5152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に28万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は31万円、18年6月8日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に31万円、18年6月8日に30万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月28日から同年9月1日まで

私は、昭和62年3月にA社（現在は、B社に合併）に入社し、途中、グループ会社のB社に転籍したが、仕事内容も変わらずに平成2年2月まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、申立期間当時の事業主及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時の事業主が「申立人は、昭和62年8月31日までA社に在籍していた。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が加入していたC厚生年金基金の加入員資格喪失日とオンライン記録における同

社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっており、当該厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が昭和 62 年 8 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで
私の年金記録において、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、申立期間も継続してA社に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び元従業員の供述から判断すると、申立人はA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「申立人は、申立期間は、A社に在籍し、C社に出向していたが、当時、C社は設立後間もない時期であり、売り上げが少なかったため、申立人の給与は、A社で支給しており、厚生年金保険の加入については、A社で加入し、保険料を控除していた。申立人がC社に転籍したのは、昭和60年6月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格

喪失日を昭和 60 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月21日から同年4月1日まで
② 平成7年9月30日から同年10月1日まで

私は、C社に平成6年3月31日まで、A社には7年9月30日までそれぞれ勤務していたので、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出し、「申立人は、平成7年9月30日に退職しており、同年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるべきところ、資格喪失日を誤って記載した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した。申立人の給与から同年9月分の厚生年金保険料を控除したと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における

平成7年8月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が平成7年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「平成5年2月1日から6年3月31日までC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出し、「申立人は、平成6年3月20日に退職したため、同年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同年3月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除についての具体的な回答は得られない。

さらに、雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、当該事業所を平成6年3月20日に離職しており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と符合する上、申立人に離職票が交付され、同年3月28日に公共職業安定所に求職申込みを行ったことが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、C社において、平成3年7月以降に被保険者資格を取得した11名全員を調査したところ、申立人を含む10名の資格喪失日は各年各月の21日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

私は、A社に昭和38年3月11日から平成7年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白の期間は無いはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに元事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社B支店C出張所及び同社D支店に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、A社B支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の適用上の異動日については、A社D支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同社D支店の元支店長及び元同僚は、同社B支店C出張所は昭和41年9月1日に同社D支店となり、その時点から同社B支店において行っていた人事、給与及び社会保険に係る事務を本社（E市）で管理するようになった旨供述していることから、申立期間に係る申立人のA社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は62万円、18年6月8日は122万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に62万円、18年6月8日に122万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私の A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 48 年 9 月 30 日になっていることに納得できない。同年 9 月 30 日は日曜日のため会社は休みであったが、同日まで在籍していたはずであり、同年 9 月が厚生年金保険に未加入なのはあり得ない。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 48 年 9 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社から提出された申立人に係る労働者名簿及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 48 年 9 月 29 日に退職していることが確認できる。

さらに、A 社から提出された申立人に係る昭和 48 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、同社の担当者は、「保険料控除は翌月控除であり、申立人の昭和 48 年 9 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。